

事務連絡
令和元年10月18日

岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、
神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
災害救助担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）

令和元年台風第19号に係る障害物の除去について

今般の令和元年台風第19号において、障害物の除去が速やかに終了し、被災した方々が速やかに自宅で生活ができるようにする観点から以下の点につき御了知願いたい。

また、管内市町村に対して、下記内容に関する情報提供を併せてお願いする。

記

今次の災害においては、障害物の除去が広範囲に行われており、関係する事業者等が不足していることから、障害物の除去を実施するために、市町村が借り上げ、もしくは購入したシャベル等の器具、軽トラック等の障害物を搬送するための車両について、市町村の社会福祉協議会等を通じて、ボランティアに貸し出すことについては差し支えないものとする。

なお、障害物の除去の一環であることから、ボランティア支援を名目とした場合については、災害救助費の対象としないものであることに留意していただきたい。

【担当】

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）付
阿部、堀田、高見
TEL 03-3593-2849（直通）